

コンポスト品質確認制度運営・審査委員会規程

一般財団法人日本土壌協会（制度実施主体）
一般社団法人日本有機資源協会（協力団体）

第1 役割

コンポスト品質確認制度運営・審査委員会（以下、「運営・審査委員会」という。）の役割は次のとおりである。

- 1 コンポスト品質確認制度の円滑な実施を図るため、制度の充実、見直し、改善等を行う。
- 2 コンポスト品質確認制度実施要領に基づき、適切かつ公平に品質確認の審査を行う。
- 3 一定の品質を有するコンポストの普及拡大を図るための検討を行う。

第2 構成

- 1 運営・審査委員会の委員長は、一般財団法人日本土壌協会専務理事とする。
- 2 運営・審査委員会の委員は、原則として、一般財団法人日本土壌協会及び一般社団法人日本有機資源協会の役職員から構成する。なお、必要に応じて、他の者も構成員（委員及びオブザーバー）となることができるものとする。

第3 開催

- 1 運営・審査委員会の開催は委員長が行うものとし、原則として2ヶ月に1回開催する。ただし、申請状況等に応じて、弾力的に開催するものとする。
- 2 運営・審査委員会は、審査案件、議案等について、委員から異存がないと見込まれる場合、緊急を要する場合等においては、電子会議（メール会議）により行うことができるものとする。

第4 資料と審査

- 1 品質確認の審査を行う場合の資料は、「審査の結果及び講評」の原案を基本とし、必要に応じて、申請資料、鑑定・分析データ、その他必要な資料とする。
- 2 更新の審査を行う場合の資料は、更新申請資料一式、前回申請資料、その他必要な資料とする。
- 3 発芽率事前確認の審査を行う場合の資料は、1に準ずるものとする。
- 4 制度の充実、改善等を議題とする場合は、所要の資料を提出して検討するものとする。
- 5 審査は、基本的に、委員の総意で議決するものとする。なお、判断が異なる

ときは出席委員の過半数によって議決するものとする。

第5 秘密保持

- 1 審査資料等については秘密保持を厳守するものとする。
- 2 申請者本人の了解なくして、特定の組織、個人名が明らかとなる資料は作成しないこととし、公表もしないものとする。

第6 議事録

- 1 運営・審査委員会の議事録は、電子会議を含めて確実に記録するものとする。
- 2 議事録の作成、保存は、一般財団法人日本土壌協会が行う。

第7 その他

- 1 その他運営・審査委員会の運営上等に必要なことは、運営・審査委員会で決めるものとする。
- 2 一般財団法人日本土壌協会は、必要に応じて、一般社団法人日本有機資源協会と協力して実施するものとする。

附則

この規程は、平成24年 9月 5日から施行する。